

(第十四部)

第一回 参議院運輸及び交通委員会會議録第二号

(三七)

付託事件

○海運組合法を廃止する法律案(内閣提出)

○郵政東線三春、船引両駅間の栗田村に停車場を設け、便を改善することに關する請願(第二号)

○鐵道運賃を値上げ反對に關する請願(第三号)

○長岡鐵道を國營に移管することに關する請願(第四号)

○海運經營方式並びに船員管理に關する陳情(第十五号)

○鐵道運賃値上げ反對に關する請願(第十号)

○高崎、能谷間に電化工事実施に關する陳情(第四十五号)

○鐵道運賃値上げ反對に關する陳情(第四十七号)

昭和二十二年七月二十四日(木曜日)午前十時二十九分開会

本日の會議に付した事件

○海運組合法を廃止する法律案

○委員長(板谷順助君) お待たせいたしました。これより委員會を開会いたします。

先ず海運組合法を廃止する法律案を議題といたします。政府から御説明をお願いします。

○國務大臣(吉米地義三君) 私から、海運組合法の廃止に關します法律案を提出いたしました理由の説明をいたします。

海運組合法は、昭和十四年四月に公布され、同年十二月に施行されましたのでありまして、海運事業に關する統制を目的とする同業組合的な特殊法人たる組織と事業について規定してあるものであります。即ち同法によりますと、組合の強制設立、組合員及びアウトサイダーの組合統制への強制服従、組合の統制規定の設定等についての規定が存するのでありまして、組合といふことは、統制事業として具體的に申しますと、輸送統制のための船舶の割當、配船又は貨物の割當、燃料油その他の資材の割當、配給、その他の業務を行ふ機能を有するのであります。海運組合は、一方におきましては、勿論同業者の福利施設とか、事業に關する調査研究のような統制事業以外の事業も行ふものであります。以上申述べましたようなアウトサイダーの統制とか、運輸契約の制限とか、或いは資材の割當等の諸行為は私的独占禁止法の趣旨から考えますと、適当ではないものと考えられるのであります。今回私的独占禁止法の施行を見るに際しまして、このような団体は解散させることとしたし、根拠法たる海運組合法を廃止しようとする次第でございます。

尙海運組合法を廃止しましたのは、今まで組合で運営しておりました輸送統制や資材の割當等の業務は、すべて官廳が直接これを行ふこととなるのであります。事業者の團體的な組織という点につきましては、單なる同業者の親睦機關といはしまして任意組合を作ることとしたし、業界の意見の取極めとか、官廳とか他の団体との連絡とか、或いは事業に關する調査や研究等を行ふといふことは、適當且つ必要なことと存じますので、そのように指導をして行きたいと存じておる次第であります。

右様な理由で本法案を提案いたしました次第であります。何卒御審議の程お願いいたします。

○委員長(板谷順助君) 提案理由について、只今大臣から説明せられた通りであります。これに對して御質問がございましたらどうぞ。

○小泉秀吉君 この組合法が廃止になるといふことは異議がありませんが、廃止になつて新らしく、今の大臣の御説明のような風なことで、いろいろな組合といふものか、そうしたようなものができる、そのできるものはそれは幾つできてよいのかどうかといふのが一つの質問の要点であります。

もう一点は、そのできるべき組合は、許可があるのか、或いは届出だけでいいのかといふようなことを伺いたしたいと思います。

○政府委員(有田喜一君) 實は現在の組合法が廃止されまして、それに代るべき任意組合を作りたいと思ふのです。が、その数につきましては、政府といはしましてはそれを制限する意思はございません。併し余りに大きな地区、例えは機帆船で申しますれば、余り大きな地域に拡がつてそれをやるとか、

或いは又余りに小さく濫立するといふことになりまして、今後の政府の指導方針の上からいたしまして、非常な不便があるもので、できるなれば、大体現在の地区毎に任意組合を結成するように勧奨して行きたい、かように考えております。

尙組合の許可或いは認可があるかといふ問題であります。一應我々は任意組合と考えておりましたが、別に法人格を持たせようとも考えておりませんので、その点は届出に許可といふものはいらない、かように考えております。

○小泉秀吉君 そうしますと、その届出でよろしいといふことであると、一面においては、現在の機構のようなことに止めて置きたいといふことになるが、その届出なるものが、官廳の希望或いは意思に反して、或る意味において濫立……濫立まで行かなくて、届出が幾つも出て来たといふ時分には、政府で認めるとか、或いは認めんとか、或いは認めないといふこと、それで成り立ち得ることになるのではありませんか。

○政府委員(有田喜一君) 一應それで成り立つことになっておりますが、そこは一つ政府の行政指導と申します。か、その組合員との懇談によりまして適當なる数にして行きたい、かように考えております。

○丹羽五郎君 海運組合法の撤廃といふことは、これは當然行ななければならぬと考へております。資材の面は政府によつてこれを受持つてやるといふ今

大臣のお話であつたのですが、その資材の按分といふことは業界を進めるか沈めさせるかといふことで一番大きな仕事だ、私はかように考へております。政府としては、この資材の面に對して、資材処理委員會といふようなものを拵えて、それによつて審議をして、資材の按分、配給方法を探るといふ意思は政府にないのでせうか。

○政府委員(有田喜一君) 資材は燃料の配分といふことは非常に重要な問題と思ひます。それにつきましては十分業界の意見を採入れるところの工夫をしたいと思ひますが、實は現在輸送協議会といふものを各地区毎に設けております。その中に業界その他關係方面の人が入つておりました。そうして輸送実績或いは輸送計画といふものと睨み合せて、資材の配分をやつておるのですが、我々はその協議会を十分活用して、資材配分の適正を期したい、かように考へております。

○丹羽五郎君 新らしく今度海運總局において一般的海運資材を握るといふことは、私今も申し上げたように、海運或いは造船方面の消長に非常に影響すべきパルプだと考へておりますが、今政府が資材を全部握つて、政府の意圖によつてその資材の配分をやるということについては、再び官廳統制が行われるといふようなことも、業界において非常に注意し心配をしておるのであります。私は今度は少い資材の配分であるから、相当エキスパートも入れ、又業界の人を入れて、民意を十分にそれに

織込んで配分をしなければいかん、かように考へるのであります。故に今度の海運法の撤廃に對すると同時に、私は資材整理委員会というものを、民間から相當の人を出し、政府からも出し、そこにおいて決めた事を以て、總ての地方的の資材の按分率を決めるといふことは是非して置きたい、或いは又、それによつてやつて行くといふような方法のこともして見たい、がよりに考へておりますが……

○國務大臣(吉米地三三) 私からちよつとお答へ申し上げます。政府は先般發表いたしました経済緊急対策、そのいろいろの施策の中の流通秩序の確立といふことにつきまして、具體的に、恐らく明白の閣議でも協議されることと思ひますが、重要な資材等に對しましては、公團その他の組織を以ちまして、不足な資材を有効に使用といふことになつております。無論さうな場合の公團につきましては、民主的の委員会を作りまして、それに附つてやる、こゝういふことになりませんが、割当てられました船舶その他に關するその物の割当てにつきましては、只今長官から申上げましたように、これ又適當な民主的機構を以ちまして、その協議に俟つて行きたい、こゝう考へております。

○丹羽五郎君 今大臣は船舶公團、そのいろいろの面においてこれを行はせるといふお話でありましたが、船舶公團は極く最近生れたものであつて、殆どまだ船舶公團の機構が完備してない、恐らく船舶公團が本當の働きをするのは、まだ一年も二年も先のことだ

と考へております。船舶公團によつて資材の面を當てて行くといふことは、窮迫した海運、造船といふような部門に向つては、少しは縁の遠いような話と考へておりますが、私の申上げたことは、結局今度船舶の割当てといふような問題に對しても、実はいろいろ行き方が官儀式の行き方だ、又反民主主義的のことだといふことで非難の聲が非常に多いのです。この場合に私は本當に民意を織込んで、倒れんとする海運界を建て直すのには、十分民意を織込んだところの總ての基礎案によつて進まなければ、私は恐らく日本の海運界に滅亡の期が……滅亡の期しやない、私は滅亡すべきときに陥りはしない、かゝうに考へておるのであります。十分に、この場合に私はすべての立案そのものを、官儀の立案でなく、本當の民衆の立案をやつて、官はただそれを行政面において管理をするといふような方法に、私は考へて見たい、かゝうに考へております。

○國務大臣(吉米地三三) 只今の船舶公團によつて資材を割当てるといふふうには私に申し上げた積りじやなかつたのであります。重要な國の資材、例へば鉄材のごとき、或いはゴム及びゴム製品のごとき、若しくは石炭のごとき、さういふ大きな意味の資材を、それらの公團機構によつて、全般的に配給しようといふことが、現在計画されております。その一部の割当てを受けた船舶方面に對する方面は、別に一つの民主的な機構を設けて配給する。やる責任は、官廳直接にやりますけれども、やり方については民主的にやる、こゝういふ意味を申上げた積りであります。

それから尙お説のように、官僚統制に流れるといふ弊害に對しましては全く同感でございますが、現在の不足を切抜けて行きます暫定措置として、矢張りさういふ統制されたものでなければいけないといふ角度を以てする訳であります。どうぞその点御了承願ひたいと思ひます。

○新谷實三郎君 私この法律案の趣旨につきましては、只今の御説明によつて了承するのでありますが、先程の小泉君の質問に關連いたしました、二政府の趣旨を明らかにしておきたいと考へるのであります。

海運大臣の御説明によりますと、この法律を施行せられました後は、つまり海運組合を廃止されました後は、この海運組合のやつておりました海運に關する統制機能は、官廳が自からこれを行つて、業者の團體は親睦の團體であつて、組合は任意組合であるといふ御説明があつたのであります。

先ず第一に、この任意組合といふものは、どういふ法律の根拠による任意組合でありましょうか、民法による組合でありましょうか、或いは他の商工業關係の法律による組合でありましょうか、その点を第一に伺ひたいと思ひます。

第二には、先程の小泉君の質問に對しまして、政府委員から、後のでさういふ團體は制限する意思はないけれども、濫立を避けなければならぬ、これに對しては、必要な行政上の指導干渉をやるというふうな御説明があつたのであります。大臣の御説明とは若干その点食い違つておるのじやないかと思ひますが、どちらか本

當の御趣旨でありましょうか、その点も伺ひたいと思ひるのであります。

○政府委員(有田喜一君) この任意組合の法的根拠が第一の御質問でありましたが、私達は大体民法上の組合と、かゝうに考へております。併し別に民法上の組合とか、余りさう法的に強く考へておる訳じやありません。兎に角、一つは親睦的の組合ができるといふことを考へております。一應さうなつております。

それからまあ、できる組合に對する指導の点でございますが、私と大臣との御答弁に食い違ひがあつたといふやうに承つたのであります。ところが食ひ違つてゐるか笑はれはつと迷つてゐるわけでありまして、ともかく法的の根拠がありません。従ひまして我々がその組合を幾つにしろ、かくせたいといふことは強制することはできない、しかし實際問題といたしまして、余りに組合が濫立するといふやうなことができません、行政指導の面におきましては、必要以上、たとひ内容が勧告でありましても非常に重きを置く、又役所の方でも、場合によつては必要以上の行政力を用いるといふやうな事が今日でもあるかと思ひるのであります。これが法律に基く法律の枠の範囲内で行われますことであるならばまだよいのであります。こゝういつた法律を排しまして、實際上の行政指導のみに依存するといふことになりまして、法律による権限の枠が外れるわけでありまして、どの部分に對しまして如何なる行政指導もできるということになるのであります。勿論いふ意味における

だけ四隅に達行して貰うための必要な希望を政府から述べて、團體の方もそれに合せて貰うやうに懇談する、こゝういふ趣旨に解してよいのであります。

○政府委員(有田喜一君) 大体さういふ趣旨でございます。ただこの組合の運用につきましては、私達はその統制を組合にやらすといふことは言ひ兼ねるのであります。要するに協力をして貰う、飽くまで政府の方で責任を以て統制する、といふことは御了承願ひます。

○新谷實三郎君 よく分りましたが、私はこの問題に關連いたしました、この機会に海運大臣に希望を申上げて置きたいと思ひるのであります。

御承知のように、戦争中は日本の海運を非常に強力に統制せられて來たのであります。殆ど國が自らすべての仕事をやつておつたといつてもいいと思ひるのであります。今日尙その體性が残つてゐると申しますか、業者の方でも役所の御意見といふものには對しましては、必要以上に、たとひ内容が勧告でありましても非常に重きを置く、又役所の方でも、場合によつては必要以上の行政力を用いるといふやうな事が今日でもあるかと思ひるのであります。これが法律に基く法律の枠の範囲内で行われますことであるならばまだよいのであります。こゝういつた法律を排しまして、實際上の行政指導のみに依存するといふことになりまして、法律による権限の枠が外れるわけでありまして、どの部分に對しまして如何なる行政指導もできるということになるのであります。勿論いふ意味における

だ

るのは、まだ一年も二年も先のことだ

る意味を申し上げた

行政指導はやらなければならんことであ
りますが、戦争中に行われましたよ
うな觀念に基づく行政指導というものは、
非常にこれは非立憲的なものであり、
又民主的でないものであります。
ともすれば権限の濫用になるかと思
うのであります。その点が或る意味にお
きましては海運界を暗くする、業者の
政府に対する協力をむしろ阻害する
というふうな結果が生れはしないかと思
うのであります。この点につきまして
はこの法律案を施行せられした場合
に特に御考慮をお願いしたいと存じま
す。

○北條秀一君 北條であります。

○委員長(板谷順助君) 運輸大臣の答
弁がありますから……

○國務大臣(吉米地三三君) 只今の御
意見は誠に御尤もな御忠告と思いま
す。今後我々のとるべき態度に対して
十分注意をしたいと思ひます。

尙お説のように、日本の海運の振興
は、結局業者の自由な才能の發揮に
よります。世界に誇るべき立場をとり
得ると是は考えるのであります。現
在この資料その他すべて不足の場合で
ございまして、万止むを得ない暫定
的な統制その他のことをやつて居りま
すので、これはいつまでも継続してや
るといふことは政府においてもござい
ません。この場合は止むを得ないこと
であります。併し官廳の取扱は専角そ
の弊に流れ易いので、先程申し上げま
すように、業者の意見を十分尊重し、民
主的な方法によつて間違のないように
したいと思つております。どうぞ御諒
承の程を。

○北條秀一君 任意組合を作るとい

ことであります。而もそれを余り大
きくならんように、又濫立せんように
統制をしないと、その統制は業者と役所
との間に十分懸念をしてやるというこ
とになつております。今日まで他の
いろいろなアンチ・トラスト法による
各業界の処置につきまして、私共考
えることは、兎角すると、その官廳にお
ける認可、乃至は官廳側と業者側との
懇談の基礎が、過去におけるところの
実績という問題は常に問題になるので
あります。いづゆる金融面におきま
しても、或いは組合設立の認可につ
きまして、既往にどういふ実績を持
つておつたか、而もその実績は、あらゆる
ケースにおいて、本國におけるところ
の実績といふことがいつでも問題にな
る、そうなる、今日のようになり
いろいろの事態に遭つて、外地から相当
日業者が帰つて來てゐるわけでありま
す。これらの人々が本國內に新しく
任意組合を作らうとしたときに、恐ら
く同じ問題が起るのじやないか。過去
において実績がないから認可できな
い、やめたらどうかといふ業界、同時
に政府における公の強制ではないが、
実力的にそういふことが排斥され
ることを懸念されるやうないろ／＼
な実情が、商工組合とか或いはその他
の商業組合の問題で今日あるわけであ
ります。今回の海運組合法の廃止に
伴う爾後の民主的な措置には絶対にこ
ういふことがないやうに、特に外地か
ら歸つて來たところの任意組合につ
いては、格別に措置を講ずるやうに、政
府においてはそういう指導法をとつて
敷きたいといふことを希望に堪えない
のであります。

○政府委員(有田喜一君) 今回作ら
んとしますところの任意組合は、主とし
て地区機帆船につきましては、地区別
にそれを作るわけでありまして、現在地
区機帆船の組合が約三十五ございま
す。大抵現在の地区を基本として作り
たいと思つております。その組合員に
つきましては、これは門戸開放でござ
いまして、政府はその関連について何
ら干渉しようとは思つておりません。
これがいわゆる民主的な組合を考へて
おります。お説のような、御希望のよ
うな点に副い得ることができると考
へております。

○小泉秀吉君 希望を一つ二つ申し上げ
て、一つ政府の御意見を伺いたいと思
ひます。

從來のこの組合法によつてできてお
つた組合の或る方面においては、私は
眞偽は知りませんが、よく話を
聴きますと、組合自体が油の配給の
如きを、公正に流すべきものを横に行
つたり、縦に行つたり、或いは或る角
度を持つて行つたりするといふやうな
ことであつて、組合員でも勢力の弱
い者、或いは眞面目な者、そういう者
は、貰うべき当然のものは自分の所に
貰はず、或いは貰ひに行つても、二
日も三日もお百度を踏んで、漸く僅か
ばかりのものを権利として貰つて行
く。従つてそういうふうなものを貰
うために必要以上に大金を出す。時間
を掛けて、そして漸く自分の船の運航
がまあ曲りなりにも動いておつたとい
うやうな事実があるといふことをよく
聞かされておつたけれども、この組
合法がなくなる、従つて、そういうふ
うなことを民間團體がし得る権能がな

くなる意味において非常に結構であ
ります。ところが今度は政府の指導
で、或いは政府が或る程度関與して、
そういうやうなものを政府自身がやる
のだが、そこに同時に民間の相當な関
係者、或いは學識経験者といふやうな
公平な人をも交えて、何か委員会た
いたものを作るかといふやうなこと
で、實際上そういう非難の起きないよ
うな、統制といふことが、配分とい
いますか、そういうふうなことができ
るのだらうと思ひますが、そういうこ
とに対して政府の御決心はつきり伺
つておくれのやうな感じがすると思
ひます。

○國務大臣(吉米地三三君) お説のよ
うに、戦時中から行われました強力な
戦時統制は、かなりの弊害があつたよ
うに聞いておりますが、これはいわゆ
る独裁的な統制が起した弊害であると
思ふのであります。今回の止むを得
ざる官廳の直接の取扱といつたしま
しては、全くさうな弊害のないやうに
重を期しまして、今お説のやうな業者
及び有力な経験、知識を持つておられ
る方々の適當な機構を作りまして、そ
うして間違のないやうにしたいとい
ふことを考へております。

○委員長(板谷順助君) 如何です。外
に御質問はありませんか。

○丹羽五郎君 この海運統制令撤廃に
對して解散しなければならん運命の團
体は何團體ありますか。ちよつと政府
委員にお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(秋山龍君) お答を申し上げ
ます。只今解散を予想されておしま
す團體は、各地方機帆船海運組合、こ
れが三十五組合。それから全國機帆船

海運組合連合會、これは各地方機帆船
海運組合の、中央連合體であります。
これが一つ。日本近海汽船海運組合、
それから全國沿岸タンク船海運組合、
甲種海運仲立業統制組合、これは全國
一つであります。それから地區の乙種
海運仲立組合、これが、七つございま
す。それだけでございまして。

○丹羽五郎君 これには外に海運會社
は入つていないのですか。

○政府委員(有田喜一君) 海運會社は
入つておりません。

○委員長(板谷順助君) 如何ですか。
外に御質問はありませんか。

それでは私から一点ちよつと伺いた
いのですが、議會に委員長が報告する
につきて、委員會の決定の理由と
事件の利害の得失とかいふことを報告
しなければなりません。

○政府委員(有田喜一君) この組合法
廃止に伴ひまして機帆船を政府で直接
統制するといふことになりま

○委員長(板谷順助君) 外に御質問が
ないやうでありますから、質疑はこれ
にて終了いたしました。みなして差支ござ
いせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(板谷順助君) 次に討論に移
りますが、御意見ございせんか。

……別にないやうでありますから、こ
れより採決に入ります。本法律案に賛
成の諸君の御起立をお願いします。

〔起立者多数〕

○委員長(板谷順助君) 多数によつて
海運組合法は廃止に決定いたしました。
それから今日御出席になつた方

ら、議案に報告するについて一々署名を願わなければならぬ、大変面倒な問題であります、どうぞお願いいたします。

尙又面倒な問題であります、本院規則第四條により本会議における委員長の口頭報告の内容については、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長において、本委員会における経過に關する質疑應答の要旨、討論の要旨又は結果を報告いたすこととして、御承認を願うことに御異議はありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(板谷順助君) 御異議ないことを認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。速記中止。

【速記中止】

【多数意見者署名】

○委員長(板谷順助君) 署名漏れありませんか。署名漏れないものと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十五分散会
出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君
理事 丹羽 五郎君
委員 橋本萬右衛門君
小野 哲君
中村 正雄君
内村 清次君

鈴木 清一君
小泉 秀吉君
植竹 春彦君
小林 勝馬君
飯田精太郎君
尾崎 行雄君
早川 慎一君
北條 秀一君
村上 義一君
新谷寅三郎君
衆 傳一君
國務大臣 吉米地義三君
運輸大臣 有田 喜一君
運輸事務官(海運局長) 喜一君
運輸事務官(海運局長) 龍君

七月十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、海運組合法を廃止する法律案(第三号)

海運組合法を廃止する法律案
海運組合法は、これを廃止する。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

海運組合及び海運組合連合会の清算及び課税並びにこの法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

七月十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、磐城東線三春、船引両駅間の要田村に停車場を設置することに關する請願(第二号)

一、鉄道運賃の値上げ反対に關する請願(第三号)
一、長岡鐵道を移管することに關する請願(第四号)
一、海運經營方式並びに船員管理に關する陳情(第十五号)

(請願第二号)昭和二十二年七月四日受理
磐城東線三春、船引両駅間の要田村に停車場を設置することに關する請願
請願者福島縣田村郡要田村長佐藤泰吉

要田駅設置により各方面の物資の集散及び諸官廳、工場、学校の通勤者に多大の利便を與えるので、大正三年以來數次にわたり請願をして來たが、未だその実現を見ないのは眞に遺憾であるから、速かに磐城東線三春、船引両駅間の要田村に停車場を設置せられたいとの請願

(請願第三号)昭和二十二年七月四日受理
鉄道運賃の値上げ反対に關する請願
請願者東京都千代田区丸の内三丁目十四番地日本商工会議所会頭高橋龍太郎

紹介議員堀末治君
政府は、目下鉄道運賃の値上げを検討中のことであるが、このような運賃の改正は全物價に及ぼす影響が極めて甚大であり、経済及び民生に破局的な結果をもたらす恐れがあるから極力これを避けるべき善処されたいとの請願

(請願第四号)昭和二十二年七月七日受理
長岡鐵道を國營に移管することに關する請願

る請願

請願者新潟縣三島郡西越村長高橋金次郎外二十三名
紹介議員田村文吉君外一名
社線長岡鐵道は、新潟縣三島郡を縦断する動脈で、沿線には官公廳、學校、工場、事業場等多数在り、又産業開發のため重要な交通機關であるが、同社線は運賃高率且つ速度緩慢を欠くのみならずその經營も困難な状態であつて、沿線住民の不利不便是多大であるから同鐵道を國營に移管されたいとの請願

(陳第十五号)昭和二十二年六月十六日受理
海運經營方式並びに船員管理に關する陳情
全日本海員組合組合長小泉秀吉
我が國經濟的繁榮の極度に深刻化した當今、海運の民營或は國營は危險と弊害とが予想される。依つて自由企業と官僚統制を廢する民主的な公營方式による船舶運賃委員會、船員勞務管理委員會(仮稱)を設立することとし、この具體的要綱・細目検討のため政府、船主、運賃會及び海員組合による協議會を開催せられたいとの陳情

七月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、鉄道運賃値上げ反対に關する請願(第十号)
一、高崎、熊谷間に電化工事實施に關する陳情(第四十五号)
一、鉄道運賃値上げ反対に關する陳情(第四十七号)

(請願第十号)昭和二十二年七月八日受理
鉄道運賃値上げ反対に關する陳情
復興會外四名

政府は、目下鉄道運賃の値上げを検討中のことであるが、これは全物價に及ぼす影響が甚大で、経済及び民生に破局的な結果をもたらす恐れがあるから、極力これを避けるべきであり、又かような重要な案件は廣く、世論にきき、國會の審議に附せらるべきことを要望するとの陳情

る請願

請願者東京縣世田谷区太子堂九五本多昭治外十七名
紹介議員岩間正男君
今回行はれた鉄道運賃の引上げは、一方的で非民主的であるばかりでなく、困難な學生生活生活を更に致命的破局に導き、働きつつ学ぶ眞面目な學生の糧を不可能にしてゐるので、運賃引上げについては單に政令によることなく國會に諮つた上でこれを決定し、學生割引証及び普通、學生定期券は現狀のままに維持せられたいとの請願

(陳第四十五号)昭和二十二年七月二日受理
高崎、熊谷間に電化工事を実施することに關する陳情
熊谷市長嶋田宗一外五名
高崎、熊谷間を電化することは、高崎、水上間が完成し、太宮、熊谷間に實施計画となつてゐる今日、上越線電化完成という重大國策實施上必須の基礎要件であり、また埼玉、群馬兩縣の諸般の復興に資すること大なるものがあるから速かに実現を圖られたいとの陳情

(陳第四十七号)昭和二十二年七月二日受理
鉄道運賃値上げ反対に關する陳情
物價引下運動中央懇談會世話人経済復興會外四名

政府は、目下鉄道運賃の値上げを検討中のことであるが、これは全物價に及ぼす影響が甚大で、経済及び民生に破局的な結果をもたらす恐れがあるから、極力これを避けるべきであり、又かような重要な案件は廣く、世論にきき、國會の審議に附せらるべきことを要望するとの陳情